

## イ 競争性の確保

### (要旨)

中教審法科大学院特別委員会では、法科大学院志願者数の減少傾向が継続している中、法科大学院が法曹養成機関としての社会的責任を果たすためには、プロセス養成の入口である入学者選抜の段階における質の確保が極めて重要であり、その上で充実した教育を提供するとともに、厳格な成績評価及び修了認定を実施することで、質の高い修了者を輩出することが必要であるとして、各法科大学院に対し、入学者の質の確保に対する取組を求めており、具体的には、競争性の確保として、競争倍率2倍の確保を求めている。

中教審法科大学院特別委員会が、各法科大学院に対して競争性の確保を促した結果、74法科大学院全体における志願者数、受験者数及び合格者数は、減少し続けているが、競争倍率は、入学定員の削減や合格者の厳選により、平成22年度の2.74倍から、23年度は2.88倍と上昇している。法科大学院（入学者募集を止めた1大学を除く。）ごとにみると、平成22年度より23年度の競争倍率が上昇したものが49校、競争倍率が下降したものが24校ある。また、競争倍率が2倍を下回っている法科大学院は、平成22年度の40校から19校へと半減している。

しかし、依然として競争倍率が2倍を下回っている法科大学院が19校存在している。

## (7) 制度の概要

### (法科大学院教育の質の向上のための取組)

中教審法科大学院特別委員会では、法科大学院志願者数の減少傾向が継続している中、法科大学院が法曹養成機関としての社会的責任を果たすためには、プロセスによる法曹養成の入口である入学者選抜の段階における質の確保が極めて重要であり、その上で充実した教育を提供するとともに、厳格な成績評価及び修了認定を実施することで、質の高い修了者を輩出することが必要であるとして、各法科大学院に対し、入学者の質の確保に対する取組を求めていくこととしている。

中教審法科大学院特別委員会報告においては、「特に、競争倍率（受験者数/合格者数）が2倍を下回る状況は、入学者選抜における選抜機能が十分に働いているとはいえず、現時点で、このような状況にある法科大学院については、質の高い入学者を確保するため、早急に入学定員を見直すなど、競争的な環境を整えることが不可欠である。」とされ、各法科大学院に対して、競争性の確保に取り組むよう促している。

また、中教審法科大学院特別委員会においては、「競争倍率2倍以上の確保は、それのみで入学者の質が十分確保されるとは言えないとしても、少なくとも、これを下回る（不合格者よりも合格者の方が多い）状況では、選抜

機能が働いているとは言い難いことから、最低限守るべき基準として提示されているものである。」としている。

## (イ) 政策効果の把握結果

### a 74 法科大学院における競争倍率

中教審法科大学院特別委員会が、各法科大学院に対して競争性の確保を促した結果、74 法科大学院全体における志願者数、受験者数及び合格者数は、減少し続けているが、競争倍率は、入学定員の削減（後述 2-(2)-ウ参照）や合格者の厳選により、図表 2-(2)-イ-①のとおり、平成 22 年度の 2.74 倍から、23 年度は 2.88 倍と上昇している。

法科大学院別に、平成 22 年度と 23 年度の入学者選抜試験の実施状況を比較すると、

- i) 受験者数、合格者数ともに増加したことにより競争倍率が上昇したものが 10 校（定員減 1 校、定員同 9 校）
- ii) 受験者数、合格者数ともに増加しているが競争倍率が下降しているものが 3 校（定員減 2 校、定員同 1 校）
- iii) 受験者数が増加したことにより競争倍率が上昇したものが 12 校（定員減 4 校、定員同 8 校）
- iv) 合格者数が増加したことにより競争倍率が下降したものが 11 校（定員減 3 校、定員同 8 校）
- v) 受験者数、合格者数ともに減少しているが競争倍率が上昇したものが 27 校（定員減 8 校、定員同 19 校）
- vi) 受験者数、合格者数ともに減少したことにより競争倍率が下降しているものが 10 校（定員減 3 校、定員同 7 校）

である。

また、競争倍率が 2 倍を下回っている法科大学院は、図表 2-(2)-イ-②のとおり、平成 22 年度の 40 校から、23 年度は 19 校へと半減している。しかし、3 年連続して競争倍率が 2 倍を下回っており、競争性の確保ができていない法科大学院がいまだ 14 校存在している（図表 2-(2)-イ-③参照）。

これら 14 校をみると、図表 2-(2)-イ-③のとおり、司法試験の合格率が平均以下のものが 13 校であり、このうち受験者数が前年度(22 年度)より減少しているものが 10 校と、司法試験実績の低迷が受験者数の減少に影響を与えているものと判断できる。

### (合格者の厳選)

一方、合格者を厳選したため、合格者数が入学定員を下回っている法科大学院は、図表 2-(2)-イ-④のとおり、平成 22 年度の 16 校から、23 年度は 25 校へと急増している。

図表 2 - (2) - イ - ① 競争倍率の推移 (74法科大学院)

(単位：人、倍)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	5,590	5,825	5,825	5,825	5,795	5,765	4,906	4,571
志願者数	72,800	41,756	40,341	45,207	39,555	29,714	24,014	22,927
受験者数	40,810	30,310	29,592	31,080	31,181	25,863	21,319	20,497
合格者数	9,171	9,681	10,006	9,877	9,564	9,216	7,790	7,108
競争倍率	4.45	3.13	2.96	3.15	3.26	2.81	2.74	2.88

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (2) - イ - ② 競争倍率が 2 倍を下回っている法科大学院 (74法科大学院)

(単位：校)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
法科大学院	1	17	19	20	26	42	40	19

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (2) - イ - ③ 3 年連続して競争倍率が 2 倍を下回っている法科大学院

(単位：人、倍、%)

法科大学院名	区 分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
A 大学	入学定員	40	18	18
	受験者数	73	41	54
	合格者数	39	34	34
	競争倍率	1.87	1.21	1.59
	司法試験合格率	15.38	12.20	7.69
B 大学	入学定員	100	70	70
	受験者数	123	122	94
	合格者数	79	76	50
	競争倍率	1.56	1.61	1.88
	司法試験合格率	14.81	10.17	6.38
C 大学	入学定員	50	40	40
	受験者数	94	74	61
	合格者数	76	64	50
	競争倍率	1.24	1.16	1.22
	司法試験合格率	6.98	4.26	2.90
D 大学	入学定員	50	40	30
	受験者数	55	23	30
	合格者数	45	17	23
	競争倍率	1.22	1.35	1.30

	司法試験合格率	6.00	3.64	9.86
E 大学	入学定員	80	60	60
	受験者数	224	141	86
	合格者数	138	104	59
	競争倍率	1.62	1.36	1.46
	司法試験合格率	11.69	10.34	4.46
F 大学	入学定員	30	30	30
	受験者数	78	44	30
	合格者数	53	39	17
	競争倍率	1.47	1.13	1.76
	司法試験合格率	12.50	5.45	10.87
G 大学	入学定員	70	60	60
	受験者数	163	94	81
	合格者数	90	54	61
	競争倍率	1.81	1.74	1.33
	司法試験合格率	12.90	7.23	6.90
H 大学	入学定員	35	35	25
	受験者数	36	31	20
	合格者数	30	23	17
	競争倍率	1.20	1.35	1.18
	司法試験合格率	15.38	8.82	2.44
I 大学	入学定員	50	50	40
	受験者数	185	129	112
	合格者数	97	83	78
	競争倍率	1.91	1.55	1.44
	司法試験合格率	30.51	13.70	26.25
J 大学	入学定員	50	40	40
	受験者数	104	73	53
	合格者数	67	53	43
	競争倍率	1.55	1.38	1.23
	司法試験合格率	18.92	20.00	9.72
K 大学	入学定員	60	40	40
	受験者数	78	76	84
	合格者数	58	52	48
	競争倍率	1.34	1.46	1.75
	司法試験合格率	18.00	14.04	13.79
L 大学	入学定員	125	125	100

	受験者数	435	361	225
	合格者数	274	192	194
	競争倍率	1.59	1.88	1.16
	司法試験合格率	19.37	20.33	14.61
M大学	入学定員	60	50	50
	受験者数	331	182	159
	合格者数	190	129	96
	競争倍率	1.74	1.41	1.66
	司法試験合格率	18.92	10.00	16.07
N大学	入学定員	60	48	48
	受験者数	153	142	139
	合格者数	92	75	84
	競争倍率	1.66	1.89	1.65
	司法試験合格率	25.00	20.78	12.50

(注) 1 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 司法試験合格率の網掛けは、平均以上のものを示す。

図表 2 - (2) - イ - ④ 合格者数が入学定員を下回っている法科大学院 (74法科大学院)

(単位：校)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
法科大学院	0	0	2	1	1	13	16	25

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

#### b 実地調査 38 法科大学院における競争倍率

当省が実地調査した 38 法科大学院全体における志願者数、受験者数及び合格者数は、平成 20 年度以降減少しているが、競争倍率は、入学定員の削減や合格者の厳選により、図表 2 - (2) - イ - ⑤のとおり、平成 21 年度は 2.94 倍であったが、22 年度は 3.08 倍、23 年度は 3.26 倍と回復している。

法科大学院別に、平成 22 年度と 23 年度の入学者選抜試験の実施状況を比較すると、

- i) 受験者数、合格者数ともに増加したことにより競争倍率が上昇したものが 7 校 (定員減 1 校、定員同 6 校)
- ii) 受験者数、合格者数ともに増加しているが競争倍率が下降しているものが 3 校 (定員減 2 校、定員同 1 校)
- iii) 受験者数が増加したことにより競争倍率が上昇したものが 5 校 (定員減 1 校、定員同 4 校)
- iv) 合格者数が増加したことにより競争倍率が下降したものが 6 校 (定員

減1校、定員同5校)

v) 受験者数、合格者数ともに減少しているが競争倍率が上昇したものが12校(定員減4校、定員同8校)

vi) 受験者数、合格者数ともに減少したことにより競争倍率が下降しているものが5校(定員同5校)

である。

また、競争倍率が2倍を下回っている法科大学院は、図表2-(2)-イ-⑥のとおり、平成21年度には22校に達したが、22年度は20校に減少し、23年度は10校と半減している。

### (合格者の厳選)

一方、合格者を厳選したため、合格者数が入学定員を下回っている法科大学院は、図表2-(2)-イ-⑦のとおり、平成21年度に8校発生し、23年度は14校へと増加している。

図表2-(2)-イ-⑤ 競争倍率の推移(38法科大学院)

(単位:人、倍)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	3,185	3,380	3,380	3,380	3,380	3,380	2,866	2,701
志願者数	39,513	22,461	22,171	24,424	21,224	16,456	15,251	14,247
受験者数	35,372	20,688	20,513	22,762	19,283	15,204	14,160	13,219
合格者数	4,856	5,068	5,449	5,461	5,308	5,170	4,596	4,055
競争倍率	7.28	4.08	3.76	4.17	3.63	2.94	3.08	3.26

(注) 当省の調査結果による。

図表2-(2)-イ-⑥ 競争倍率が2倍を下回っている法科大学院(38法科大学院)

(単位:校)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
法科大学院	1	9	12	10	15	22	20	10

(注) 当省の調査結果による。

図表2-(2)-イ-⑦ 合格者数が入学定員を下回っている法科大学院(38法科大学院)

(単位:校)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
法科大学院	0	0	0	0	0	8	8	14

(注) 当省の調査結果による。

c 競争性が確保されていない例

(a) A大学

A大学は、開学（平成17年度）以来7年連続して競争倍率が2倍を下回っている。A大学では、入学定員を平成23年度に35名から25名に削減している。しかし、志願者数は、平成20年度の90名から、21年度は49名、22年度は31名、23年度は21名と、また、受験者数は、平成20年度の70名から、21年度は36名、22年度は31名、23年度は20名と、それぞれ減少しており、競争倍率は改善していない（図表2-(2)-イ-⑧参照）。

これについて、A大学では、i)開学が1年遅れ、また、初年度は、全て未修者であったことから、未修者が初受験するということで注目を集めた平成19年司法試験に受験者を送り込めなかったこと、ii)翌20年司法試験でも合格者を輩出できなかったこと、iii)受験予備校を大多数の学生が利用していることから、その者への経済的支援をしたところ、それが誤解され「しっかり教育してくれない」との誤った情報が先行し、マイナスイメージが生じてしまったことから、志願者が本学を選択することを敬遠しているとしている。

また、平成21年度からは、定員内不合格者が発生しているが、これについて、A大学では、資質が一定の基準に達していないと判断した場合、入学定員に達していなくとも、合格させないためであるとしている。

図表2-(2)-イ-⑧ A大学における入学者選抜試験の実施状況

(単位：人、倍)

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	-	35	35	35	35	35	35	25
志願者数	-	56	86	66	90	49	31	21
受験者数	-	56	75	57	70	36	31	20
合格者数	-	40	63	49	52	30	21	17
競争倍率	-	1.40	1.19	1.16	1.35	1.20	1.35	1.18

(注) 当省の調査結果による。

(b) B大学

B大学は、平成18年度から6年連続して競争倍率が2倍を下回っている。B大学では、入学定員を平成22年度に50名から40名、23年度に40名から30名に削減している。しかし、志願者数は、平成20年度の161名から、21年度は98名、22年度は43名、23年度は41名と、また、受験者数は、平成20年度の87名から、21年度は55名、22年度は23名（23年度は30名と回復）と、それぞれ減少しており、競争倍率は改善していない（図表2-(2)-イ-⑨参照）。

これについて、B大学では、志願者数が減少する中、優秀な人材を確

保するためには適切な競争が必要であり、いたずらに定員を上げておくべきではないとの考えもあり、入学定員を削減したが、結果として、それ以上に志願者数が減少してしまったとしている。

また、平成 21 年度からは、定員内不合格者が発生しているが、これについて、B 大学では、資質が一定の基準に達していないと判断した場合、入学定員に達していなくとも、合格させないためであるとしている。

図表 2 - (2) - イ - ⑨ B 大学における入学者選抜試験の実施状況

(単位：人、倍)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	50	50	50	50	50	50	40	30
志願者数	1,211	227	230	225	161	98	43	41
受験者数	975	150	143	133	87	55	23	30
合格者数	61	63	83	88	67	45	17	23
競争倍率	15.98	2.38	1.72	1.51	1.30	1.22	1.35	1.30

(注) 当省の調査結果による。

#### (c) C 大学、D 大学及び E 大学

C 大学、D 大学及び E 大学は、司法制度改革の理念に沿って、夜間・土日開講や長期履修コースを設置し、社会人（有職者）が働きながら、法科大学院の教育を受けることができる取組を進めている大学である。

しかし、司法試験の合格率の低迷等から、社会人の法曹志願者は減少しており、いずれの大学も、平成 20 年度から 4 年連続して競争倍率が 2 倍を下回っている。3 大学は、いずれも入学定員を平成 22 年度に削減しているが、志願者数、受験者数は減少しており、競争倍率は改善していない（図表 2 - (2) - イ - ⑩、⑪及び⑫参照）。

これについて、D 大学では、入学者選抜ではなく入学後の成績評価で厳選する方針を採っている（未修者の場合、1 年次から 2 年次への進級で約 3 分の 1 が留年している。平成 22 年度の 1 年次から 2 年次への進級率 62.1%）としている。

しかし、このような考え方については、中教審法科大学院特別委員会において、法科大学院が法曹養成のための高度専門教育機関であることからすれば、入学した学生に対しては、充実した教育を行うことにより、可及的に法曹資格を得られるようなレベルに導くことが求められているのであり、また、入学する学生との関係でも、入学時に広く受け入れ、入学後に絞り込むというような対応は多くの学生の期待を裏切りかねないとの批判がなされている。

また、C 大学では、未修者と既修者の司法試験合格率に相当の格差があることから、非法学部出身者や社会人が法曹資格取得に挑戦することに躊躇する傾向が強く、3 年制コースを中心に未修者を積極的に受け入

れている法科大学院では、その影響を受けて競争倍率が向上しない傾向にあるとしている。

なお、C大学では、平成21年度と23年度には、定員内不合格者が発生しているが、これについて、同大学では、資質が一定の基準に達していないと判断した場合、入学定員に達していなくとも、合格させないためであるとしている。

図表2-(2)-イ-⑩ C大学における入学者選抜試験の実施状況

(単位：人、倍)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	100	100	100	100	100	100	70	70
志願者数	1,605	642	398	245	201	125	126	96
受験者数	1,605	642	398	240	195	123	122	94
合格者数	144	152	149	102	128	79	76	50
競争倍率	11.15	4.22	2.67	2.35	1.52	1.56	1.61	1.88

(注) 当省の調査結果による。

図表2-(2)-イ-⑪ D大学における入学者選抜試験の実施状況

(単位：人、倍)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	50	50	50	50	50	50	40	40
志願者数	905	378	143	235	163	113	82	65
受験者数	837	369	140	227	143	94	71	61
合格者数	93	122	110	113	99	76	64	50
競争倍率	9.00	3.02	1.27	2.01	1.44	1.24	1.16	1.22

(注) 当省の調査結果による。

図表2-(2)-イ-⑫ E大学における入学者選抜試験の実施状況

(単位：人、倍)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	70	70	70	70	70	70	60	60
志願者数	1,022	466	284	219	166	167	95	81
受験者数	996	448	271	213	161	163	94	81
合格者数	97	112	93	98	83	90	54	61
競争倍率	10.27	4.00	2.91	2.17	1.94	1.81	1.74	1.33

(注) 当省の調査結果による。

#### d 競争性が確保された例

##### ○ A大学

A大学は、平成20年度から3年連続して競争倍率が2倍を下回っていたが、23年度については競争倍率2倍を確保している(図表2-(2))

－イ－⑬参照)。

しかし、前年度よりも志願者数、受験者数とも減少している。

図表 2－(2)－イ－⑬ A 大学における入学者選抜試験の実施状況

(単位：人、倍)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	100	100	100	100	100	100	100	80
志願者数	1,187	425	368	586	425	449	390	262
受験者数	956	256	296	462	293	373	279	223
合格者数	180	134	164	153	178	203	161	111
競争倍率	5.31	1.91	1.80	3.02	1.65	1.84	1.73	2.01

(注) 当省の調査結果による。

e 入学者への経済的支援の強化により受験者数が回復した例

○ A 大学

A 大学は、平成 18 年度から 22 年度まで 5 年連続して競争倍率が 2 倍を下回っていたが、23 年度は競争倍率が 2 倍を回復している。同大学では、平成 22 年度に入学定員を 60 名から 30 名に削減したが、受験者数がそれ以上に減少し、競争倍率は 2 倍を回復しなかった。このため、平成 23 年度に入学定員を 30 名から 25 名に削減するとともに、入学者への経済的支援の強化として、既修者全員の学費免除（授業料 60 万 4,000 円、施設費 20 万円の計 80 万 4,000 円の給付）、未修者全員の学費低減（奨学金 24 万 1,000 円の給付）を実施したため、受験者数が回復し、競争倍率も回復している（図表 2－(2)－イ－⑭参照）。

これについて、中教審法科大学院特別委員会報告においては、専ら司法試験の合格率の向上に資することが期待される入学者を確保するため、奨学金や授業料免除の拡大などの競争が過熱化しつつある中で、奨学金の特典を受ける学生と受けない学生との間に過度の不均衡を生じさせることがないよう配慮することが求められると提言されている。

図表 2－(2)－イ－⑭ A 大学における入学者選抜試験の実施状況

(単位：人、倍)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	-	60	60	60	60	60	30	25
志願者数	-	373	335	303	202	161	65	189
受験者数	-	267	213	205	175	128	52	159
合格者数	-	77	142	127	112	77	49	72
競争倍率	-	3.47	1.50	1.61	1.56	1.66	1.06	2.21

(注) 当省の調査結果による。

f 競争倍率向上のための取組状況

当省が実地調査した 38 法科大学院のうち、平成 21 年度から 23 年度の 3 年間連続して競争倍率 2 倍を確保している 12 法科大学院（図表 2 - (2) - イ - ⑮参照）を除いた 26 法科大学院について、競争倍率向上のための取組（入学定員の削減を除く。以下同じ。）状況を調査した結果、いずれの法科大学院においても、競争倍率向上のための取組を行っている。

これら 26 法科大学院における取組内容をみると、i) 入学者説明会等の広報活動の充実（14 校）、ii) キャンパス外での入学者選抜試験の実施（13 校）の順となっている（図表 2 - (2) - イ - ⑯参照）。

図表 2 - (2) - イ - ⑮ 3 年連続して競争倍率 2 倍を確保している法科大学院  
（単位：人、倍）

法科大学院名	区 分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
A 大学	入学定員	100	80	80
	受験者数	413	341	474
	合格者数	132	101	111
	競争倍率	3.13	3.38	4.27
B 大学	入学定員	40	36	36
	受験者数	268	204	147
	合格者数	48	45	39
	競争倍率	5.58	4.53	3.77
C 大学	入学定員	300	24	24
	受験者数	856	900	1,161
	合格者数	278	238	239
	競争倍率	3.08	3.78	4.86
D 大学	入学定員	100	85	85
	受験者数	470	484	412
	合格者数	105	92	92
	競争倍率	4.48	5.26	4.48
E 大学	入学定員	260	260	230
	受験者数	1,623	1,609	1,492
	合格者数	497	475	423
	競争倍率	3.27	3.39	3.53
F 大学	入学定員	300	300	270
	受験者数	2,616	2,432	1,843
	合格者数	591	618	626
	競争倍率	4.43	3.94	2.94
G 大学	入学定員	200	170	170

	受験者数	1,892	1,116	1,225
	合格者数	499	514	317
	競争倍率	3.79	2.17	3.86
H大学	入学定員	300	300	270
	受験者数	1,642	1,726	2,499
	合格者数	604	578	846
	競争倍率	2.72	2.99	2.95
I大学	入学定員	80	70	70
	受験者数	283	467	379
	合格者数	96	89	99
	競争倍率	2.95	5.25	3.83
J大学	入学定員	200	160	160
	受験者数	717	623	501
	合格者数	213	172	170
	競争倍率	3.37	3.62	2.95
K大学	入学定員	100	80	80
	受験者数	727	663	688
	合格者数	231	180	185
	競争倍率	3.15	3.68	3.15
L大学	入学定員	75	60	60
	受験者数	429	410	386
	合格者数	120	130	129
	競争倍率	3.58	3.15	2.99

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表2-(2)-イ-⑯ 競争倍率向上のための取組内容

(単位：校)

区 分	校数	備考
入学者説明会等の広報活動の充実	14	
キャンパス外での入学者選抜試験の実施	13	
入学者に対する経済的支援の実施	7	
入学者選抜試験の回数の増加	7	
入学者選抜の厳格化を実施	5	

(注) 当省の調査結果による。

#### (ウ) 評価の結果

競争倍率は、入学定員の削減や合格者の厳選により、全体として、平成22年度の2.74倍から、23年度は2.88倍へと上昇している。また、競争倍率が2倍を下回っている法科大学院は、平成22年度の40校から19校へと半減している。

このようなことから、これらの取組が競争性の確保に一定の効果を上げているものと評価できる。

しかし、依然として競争倍率が2倍を下回っている法科大学院が19校存在している。

また、これら19校のうち8校は、競争倍率が1.5倍を下回っており、中には、競争倍率が1.16倍の法科大学院や1.18倍の法科大学院がある。

さらに、これら19校のうち14校は、3年連続して競争倍率が2倍を下回っており、競争性の確保の取組が効果を上げていない。

以上のことから、競争性の確保に関しては、次のような課題が認められる。依然として競争倍率が2倍を下回っている法科大学院が19校存在しており、更なる競争性の確保の取組が必要な法科大学院がある。